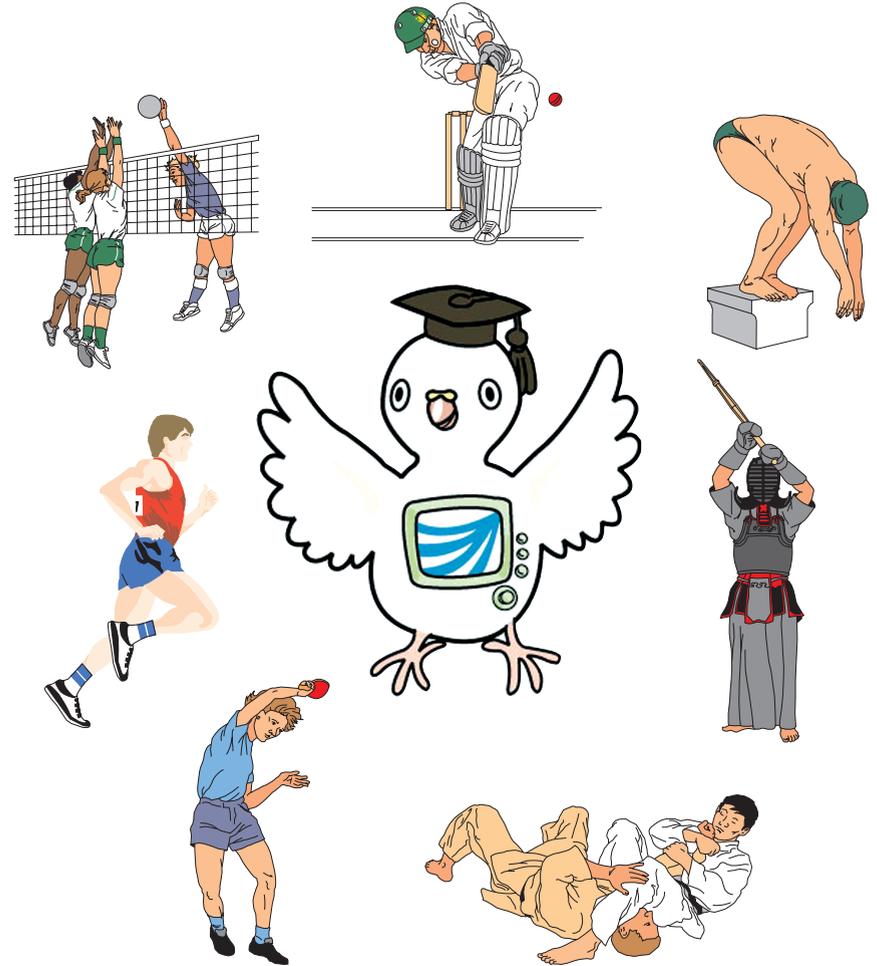


文部科学省認可通信教育

体育実技履修の手引



* 0 0 5 5 5 5 5 *

本誌は再生紙を使用しています。

放送大学

目次

生涯スポーツへの入り口として	1
1. 放送大学体育実技実施要項（昭和60年1月18日学長裁定）	3
2. 放送大学体育実技実施要項の解説	9
3. 身体障害者に対する放送大学体育実技授業科目の開設	18
4. 放送大学学生の体育実技履修に係る協力方についての依頼文書	20
(1) 放送大学長から関係大学，関東各都県市区町村教育委員会 及び各種体育・スポーツ関係団体あて文書	
(2) 文部省高等教育局長，同体育局長から関係大学，関東各都県 市区町村教育委員会及び各種体育・スポーツ関係団体あて文書	
(3) 放送大学長から関係教育委員会あて文書	
(4) 文部省生涯学習局長，同体育局長から各都道府県教育委員会あて文書	
5. 参考資料	27
(1) 大学通信教育設置基準等　－抄－	
(2) 体育実技履修のしくみ（科目登録から単位認定まで）	
諸様式（申請書用紙，証明書用紙等）	

※履修から単位認定申請までの注意事項・・・裏表紙
（履修する前に必ずお読みください）

生涯スポーツへの入り口として

スポーツは、人間らしさを表現したり、味わったりすることができるだけでなく、だれもが分け隔てなく享受できる重要な文化のひとつでもあります。そしてそれは、とらわれない人との交流、自分の感情の行動としての表現、そして闘争心の発揮によって成り立つといわれています。

このような特徴を持つスポーツは、健康の保持増進（発育・発達を促し、生活習慣病の予防と改善が期待される）、余暇時間の利用（労働形態の変化による余暇時間の増大）、生活のさらなる質の向上（High Quality of Life：HQOL）などの目的をもって実施されます。いわゆる健康志向を念頭においたスポーツ実践ということになります。

一方で、競技志向型のスポーツは、運動遂行能力が相手よりも優れていることを最優先します。しかし、この場合、勝つために健康面を無視したトレーニングを実施することによって、スポーツ障害を発生させる危険性があります。また相変わらずドーピングの問題が後を絶ちません。競技力を向上させるために実施されるトレーニングであっても、健康の保持増進には十分留意する必要があります。またそのことが競技力向上ばかりでなく、選手生命の延伸にも結びつくことになります。

健康の保持増進は、基本的には自己管理となります。そして自己管理に必要なことは、自覚症状（自分の体調についての感じ方）と、客観的データ（心拍数や血圧をはじめとする検査情報）の誤差をできるだけ小さくすることにあります。実際には疲労が蓄積しているにもかかわらず、自分では調子がいいと思って激しい運動を実施した場合、次に予想される結果は明白です。

そこで、例えば脈拍数や体温、血圧を測定される際に、まず予測値をメモして実際に測定した値と比べてみてください。それを繰返すことによって、自己管理のトレーニングとして効果が期待できます。

古くから、健康の三原則として「運動・栄養・休養」が提示されております。運動実施の重要性についてはすでに広く周知されているところです。しかし、日常生活のなかに運動習慣をとり入れることは、そうたやすい事ではありません

ん。この体育実技1単位を修得するために体験されたスポーツの楽しさを忘れることなく、どうか生涯スポーツへの第一歩を踏み出してみてください。

1. 放送大学体育実技実施要項

昭和60年1月18日
学 長 裁 定
改正 昭和62年4月8日
平成元年2月10日
平成6年2月28日
平成10年4月9日
平成21年2月18日
平成31年4月26日
令和5年5月8日

1. 目 的

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第7条に基づき、放送大学の学生が公開講座、スポーツ教室又は各種の社会体育に関する事業等（以下「社会体育事業等」という。）に参加することにより、放送大学における体育実技の履修とみなす取り扱いを行うに当たって必要となる単位認定基準を定め、体育実技の円滑な実施及び単位認定の適正を図るとともに、地域の体育・スポーツの普及・振興に資することを目的とする。

2. 体育実技の履修方法

(1) 体育実技の科目登録

全科履修生として入学し、体育実技の履修を希望する者は、体育実技（1単位）の科目登録を行うものとする。

体育実技の単位未修得者で、再入学し、体育実技の履修を希望するものも、同様とする。

(2) 履修方法

原則として、学生が居住または勤務する地域において大学、教育委員会、公益法人及び公的団体・機関等が開設する社会体育事業等に参加することにより履修するものとする。

ただし、身体に障害があるなどのため社会体育事業等に参加することが困難な学生については、放送大学が別に定めるところにより履修するものとする。

(3) 履修依頼

学生は社会体育事業等に参加するに当たって原則としてあらかじめ社会

体育事業等の実施者に対し学生証を呈示し、放送大学の体育実技の履修の一環としての意味を含め参加するものであることを説明し、所定の依頼申込書（別紙1）を提出するものとする。

(4) 履修証明

学生は社会体育事業等への参加・履修が修了した場合、原則として実施者に対し所定の「社会体育履修証明書交付願」（別紙2）を提出し、所定の「社会体育履修証明書」（別紙3）に必要な証明を得るものとする。

3. 単位認定手続

(1) 単位認定基準

大学は、次の基準に照らし、学生の申請に基づいて、教育上適当と認められる社会体育事業等への参加を本学の履修とみなし、これにより種目数を問わず合計30時間以上の履修を行った者に対して1単位を与える。

- ① 内 容……………計画的、継続的なもので教育上適切であると認められるものであること
- ② 実 施 者……………大学、短期大学、高等専門学校、都道府市区町村、公益法人及び公的団体・機関等が主催、共催、後援若しくは委託又は助成しているものであること
- ③ 実施期間……………計画的、継続的であり、適切な期間にわたって実施されているものであること
- ④ 運営方法……………指導計画に基づき、指導者の指導により適切に運営されているものであること
また、学生が指導者の立場で参加する場合も認められるものであること

(2) 履修時間の通算

体育実技の単位未修得者で、再入学し、体育実技（1単位）の科目登録を行った場合には、所定の履修方法により既に履修した時間数については、通算することができる。

(3) 単位認定申請

学生は、合計30時間以上の社会体育事業等による実技を履修した場合、適宜、放送大学に対して体育実技単位認定申請書（別紙4）に社会体育履修証明書（別紙3）を添付して、単位認定申請を行うものとする。

(4) 単位認定の通知

放送大学は、審査の上、体育実技の単位を認定した場合、学生に対し通知を行う。

審査の結果、単位を認定できない場合は、その理由を付して学生に対し通知を行う。

4. 社会体育事業等の実施者との協議

大学は、この実施要項に基づく取り扱いを行うに当たって、あらかじめ社会体育事業等の実施者と実施方法等について協議を行う。

5. 実施時期

本要項に基づく取扱いは、昭和60年4月1日より行う。

附則（昭和62年4月8日）

この要項は、昭和62年4月8日から実施し、この要項による改正後の放送大学体育実技実施要項の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附則（平成元年2月10日）

この要項は、平成元年2月10日から実施し、この要項による改正後の放送大学体育実技実施要項の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附則（平成6年2月28日）

1. この要項は、平成6年10月1日から実施する。
2. 平成6年度第1学期以前の入学者で、この要項実施の際に在学する学生のうち、平成6年10月1日改正前の学則に規定する卒業要件を選択した者については、この要項による改正後の放送大学体育実技実施要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成10年4月9日）

この要項は、平成10年4月9日から実施する。

附 則（平成21年2月18日）

- 1 この要項は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 平成20年度第2学期以前の入学者で、引き続き専攻に所属しているものにつ

いては、この要項による改正後の放送大学体育実技実施要項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日）

この要項は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和5年5月8日）

この要項は、令和5年10月1日から実施する。

別紙 1

社会体育依頼申込書
(放送大学体育実技単位認定申請のため)
年 月 日
(社会体育事業実施者)
殿

放送大学教養学部	
学生番号	
所属コース(専攻)	
所属する学習センター	
ふりがな氏名	印
連絡先(住所)	
電話番号	()

このたび私は、貴が実施主催する社会体育事業に参加いたしたく、別途必要な申込手続きを行います。幸いにも参加の許可を得た場合、この社会体育事業への参加・履修の結果をもって「放送大学体育実技実施要項」の定めるところにより、放送大学に対し、体育実技の単位認定の申請を行いたいと考えておりますので、今後履修の証明等に格別の御配慮を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

別紙 2

社会体育履修証明書交付願
年 月 日
(社会体育事業実施者)
殿

放送大学教養学部	
学生番号	
所属コース(専攻)	
所属する学習センター	
ふりがな氏名	印
連絡先(住所)	
電話番号	()

私は、下記の社会体育事業に参加・履修し、このたび所定の課程を修了しました。
 ついては、このことについて放送大学に対し体育実技の単位認定の申請を行いたく、別紙の社会体育履修証明書について必要な証明をしてくださいますようよろしくお願い申し上げます。

記
社会体育事業名：
(体育実技種目名)
履修期間： 年 月 日から
年 月 日まで
合計履修時間数：計 時間

別紙 3

社会体育履修証明書
年 月 日

放送大学教養学部	
学生番号	
所属コース(専攻)	
所属する学習センター	
氏名	

上記の放送大学学生は [] が
 実施した社会体育事業に参加し、次のとおり履修したことを証明します。

社会体育事業名(体育実技種目名)：
 履修期間： 年 月 日から
 年 月 日まで
 合計履修時間数：計 時間
 (実施者) 担当責任者(職・氏名・印)
 [] 印
 (連絡先電話番号)

(備考) 実施者の事情により大学所定の様式による証明が得られない場合は、実施者の書式又は当該社会体育事業等の修了書に履修時間数を附記したものををもって替えることができるものとする。

別紙 4

体育実技単位認定申請書
年 月 日
放送大学長殿

放送大学教養学部	
学生番号	
所属コース(専攻)	
所属する学習センター	
ふりがな氏名	印

放送大学体育実技実施要項により、下記のとおり体育実技を履修しましたので、体育実技の単位を認定していただきたく関係書類を添えて申請いたします。

記
体育実技科目 履修年度 履修時間数

1			
2			
3			

● ● ●
 ● ● ●
 ● ● ●

計 _____

【参考】

——社会体育事業実施者の要望により要項とは別に作成したもので、
事業実施者が必要とする場合に使用するものである——

社会体育事業等参加者受講カード

このカードは、事業実施者が放送大学学生の受講状況を確認するために使用するものであり、「社会体育履修証明書」に替わるものではありません。

事業名（種目名）	
----------	--

事業実施者	
-------	--

受講者所属・氏名	放送大学教養学部	
	学 生 番 号	
	所属コース（専攻）	
	所属する学習センター	
氏 名		

受講年月日									計
受講時間数									
担当者 確認欄									

受講年月日									計
受講時間数									
担当者 確認欄									

注1. 太枠内は、すべて受講者が記入する。
注2. 各事業（種目）ごとに、別のカードを使用する。

2. 放送大学体育実技実施要項の解説

1. 目的

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第7条に基づき、放送大学の学生が公開講座、スポーツ教室又は各種の社会体育に関する事業等（以下、「社会体育事業等」という。）に参加することにより、放送大学における体育実技の履修とみなす取り扱いを行うに当たって必要となる単位認定基準を定め、体育実技の円滑な実施及び単位認定の適正を図るとともに、地域の体育・スポーツの普及・振興に資することを目的とする。

【解説】

体育実技（1単位）の履修を希望する者は、この要項に基づき各地の大学や教育委員会等が社会体育事業として実施している各種の体育・スポーツ教室などに参加することによって履修することとしています。

それでは、社会体育として行われているスポーツ活動であればすべて体育実技の単位として認められるのかということ、そうではありません。具体的には、単位認定基準の項で詳しく説明しますが、ここでは放送大学の体育実技に対する基本的な考え方について説明します。

体育は、単にスポーツ競技を行うことではなく、「身体的健康を保障し、運動の正しい種類と量とを定め、すべてのひとが、からだと同様に心も性格も良い影響をうけるものである」と考えています。本学の体育実技としての社会体育は、学校の教育課程の一環として行われる体育活動を除いた「一般社会人を対象とし、専門的識見を備えた指導者の指導によって行われる、組織的な体育活動」であるということが、単位認定に必要な条件となります。

学生の皆さんは、これらの条件に適合した社会体育事業等を選択し、参加・履修することによって、正しい知識も身につけていただきたいと思います。

また、体育実技の単位取得後も引き続き日常生活の中に体育活動を取り入れ、生涯を通して自らの心身の健康・体力の維持、増進に努めるとともに、市民のひとりとして積極的に体育活動の輪をひろげ、明るく豊かな地域づくり、街づくりにも貢献していただきたいものです。

2. 体育実技の履修方法

(1) 体育実技の科目登録

全科履修生として入学し、体育実技の履修を希望する者は、体育実技（1単位）の科目登録を行うものとする。

体育実技の単位未修得者で、再入学し、体育実技の履修を希望するものも、同様とする。

【解説】

科目登録後、在学期間中は有効であり、その期間内のいずれか都合のよい機会をとらえて適宜履修することができますので、履修を希望する者は、なるべく早い時期に科目登録の申請をしてください。

なお、科目登録される以前に履修した社会体育事業等については、単位認定の対象にはなりませんので注意してください。

(2) 履修方法

原則として、学生が居住又は勤務する地域において大学、教育委員会、公益法人及び公的団体・機関等が開設する社会体育事業等に参加することにより履修するものとする。

但し、身体に障害があるなどのため社会体育事業等に参加することが困難な学生については、放送大学が別に定めるところにより履修するものとする。

【解説】

履修方法については、単位認定基準の項で詳しく説明しますので、ここでは省略します。なお、体育実技科目履修に係る費用は、すべて本人の負担となります。

身体に障害を有する方の体育実技については、放送大学の主な学習センターにおいて、各学期3日程度（1日当たり4～5時間）、障害者個々の特性に応じた体育実技授業を開設しますので、参加を希望する方は科目登録の上、事前に所属学習センターにご相談ください。なお、履修内容等については、別掲「身体障害者に対する放送大学体育実技授業科目の開設」（17ページ）を参照してください。

(3) 履修依頼

学生は社会体育事業等に参加するに当たって、原則としてあらかじめ社会体育事業等の実施者に対し学生証を呈示し、放送大学の体育実技の履修の一環としての意味を含め参加するものであることを説明し、所定の「社会体育依頼申込書」(別紙1)を提出するものとする。

(4) 履修証明

学生は社会体育事業等への参加・履修が終了した場合、原則として実施者に対し所定の「社会体育履修証明書交付願」(別紙2)を提出し、所定の「社会体育履修証明書」(別紙3)に必要な証明を得るものとする。

【解説】

放送大学が行う、社会体育参加による体育実技履修の取扱いは、我が国で初めて行ったことでもあるので、本学開学に当たっては事前に放送大学長及び文部省高等教育局長、同生涯学習局長、同体育局長から関係大学・教育委員会及び各種体育・スポーツ団体等に対し、この取り扱いについての協力方を願っています。(依頼文書別掲, 19ページ~20ページ)

しかし、事業への参加を認めるか否かについては、事業実施者が決定することですから、放送大学の学生といえども優先的に参加できるということではなく、あくまで一市民の立場で参加の申込みを行ってください。(どのような事業に参加してよいか不明のときは、学習センターでおたずねください。また、市区町村等で発行する広報誌(紙)等で探すのも一つの方法です。)

参加を申し込む際には、その社会体育事業への参加が放送大学の体育実技の単位取得につながるものであることを事業実施者に対して充分説明し、参加した結果(履修時間)について本学所定の様式(巻末)による「社会体育履修証明書」(別紙3)に証明を受けてください。

また、事業実施者が参加者に対して修了書等を発行している場合は、その修了書等に履修時間を付記したものをもって、履修証明書のかわりとすることもできます。

なお、社会体育事業に参加する際に事業実施者から、本学学生の出欠確認等のための受講カードの提出を求められることがありますので、その場合に備えて「社会体育事業等参加者受講カード」(別掲, 7ページ)を前もって準備し、事業実施者に提出してください。

3. 単位認定手続

(1) 単位認定基準

大学は、次の基準に照らし、学生の申請に基づいて、教育上適当と認められる社会体育事業等への参加を本学の履修とみなし、これにより種目数を問わず合計30時間以上の履修を行った者に対して1単位を与える。

- ① 内 容……………計画的、継続的なもので教育上適切であると認められるものであること
- ② 実 施 者……………大学、短期大学、高等専門学校、都道府県市区町村、公益法人及び公的団体・機関等が主催、共催、後援若しくは委託又は助成しているものであること
- ③ 実施期間……………計画的、継続的であり、適切な期間にわたって実施されているものであること
- ④ 運営方法……………指導計画に基づき、指導者の指導により適切に運営されているものであること
また、学生が指導者の立場で参加する場合も認められるものであること

【解説】

目的の項で述べたように、放送大学における体育実技科目の単位認定の対象となる社会体育事業等とは、学校の教育課程の一環として行われる体育活動を除く、一般社会人を対象とし、**専門的識見を備えた指導者**の指導によって行われる**組織的な体育活動**のすべてを包含しています。

ここでいう「専門的識見を備えた指導者」というのは、具体的には概ね次のような者を指していると解釈してください。

ア. 都県や市区町村の社会体育担当職員等

体育指導委員などの非常勤職員を含む社会体育担当職員、地方自治体が独自に養成した公認の社会体育指導者及びスポーツ教室等の講師として委嘱した指導者など、いわば公的な身分（立場）を有する者

イ. 資格基準が明確な各種民間指導者

(財)日本体育協会、(財)日本レクリエーション協会などの社会体育団体が養成し、公認（認定）している民間の指導者

ウ. 保健体育の教員免許状を有する者

また、「組織的な体育活動」としたのは、単に楽しむことだけを目的とした娯楽的スポーツや、たとえ計画的・継続的な活動と思われるものであっても、それを責任をもって証明できる立場にある者がいない場合など、未組織あるいは非組織的な活動と明確に区別する必要があるからです。すなわち、本要項の単位認定基準に示した事業実施者のように、組織・指導者・活動内容等がシステム化されている団体や機関が行う体育活動を、本学の体育実技として認定したいからです。

ところで、専門的指導者によって組織的に行っている社会体育事業の実施者には、大学や教育委員会などのほかに、次のような団体が独自に事業を実施している場合があります。例えば、

ア. 体育指導委員会（協議会等）

体育指導委員は、スポーツ振興法に基づき、市区町村の教育委員会が任命する非常勤の公務員として、地域のスポーツ振興のために、住民に対し、スポーツに関する指導・助言を行う社会体育指導者であり、お互いの連絡・調整、研修、事業の企画・運営及び実技指導などを行うために組織された団体で、全国規模の組織（全国体育指導委員連合）を持っています。これらの人たちが本来の職務とは別に“みんなのスポーツ”をめざして、自主的に地区住民に対して社会体育事業を実施している例も少なくありません。

イ. 地域の体育協会及び種目別競技団体等

市区町村の体育協会は（財）日本体育協会の下部組織ともいえる団体で、古くから地域の社会体育行政と一体となって、市区町村のスポーツ大会の競技運営やスポーツ教室などへの指導者の派遣等を行い、地域スポーツ活動の発展に大きな貢献をしている団体です。

この体育協会は各種の種目別競技団体によって組織され、主として体力及び競技力の向上をめざした活動を展開していますが、これに対して、余暇の善用と健全なレクリエーション活動の普及・振興を目的とした（財）日本レクリエーション協会も、同じように全国的な組織と多くの加盟団体を擁して地域の社会体育振興に寄与しています。

このほかにも全国には数多くの団体が設立され活発な活動を続けています。

ウ. 地区体育振興会

名称は地域によりさまざまですが、市区町村内の地区住民（町内会、自治会、婦人会、青年団、自主スポーツクラブなどを含む）のために、自発

的・自主的に社会体育事業を企画・運営し、スポーツ活動を通して地域づくりを行おうという組織です。

エ. 自主スポーツクラブの連合組織

地域内の自主スポーツクラブが連合してできた組織で、例えば、〇〇団地スポーツ協会、〇〇市××クラブ連盟、△△町スポーツクラブ連絡協議会などと呼ばれる連合体組織のことです。

オ. そのほか、町内会、自治会、PTA、婦人会、青年団など比較的小規模な地域組織が単独で社会体育事業を企画・運営することがありますが、これらの団体についても、本学の体育実技としてふさわしいものであれば、対象となります。

また、スポーツ教室等から発展し、結成された地域の自主スポーツクラブ（グループ、同好会）については、教育委員会や上記ア～エの団体等に登録又は加盟し、その活動と運営が定期的・計画的・組織的であり、かつ専門的識見をもった指導者の指導による活動であることが明確に証明できる場合に限り対象とします。

なお、近年都市部を中心に盛んに開設されている、営利を目的とした各種スポーツ関係団体等（〇〇アスレチック、××テニススクール、△△スイミングクラブなど）が行うスポーツ教室等についても、本学の体育実技科目の単位認定基準に適合すると認められる場合は、審査の対象とすることとしています。

次に、運動の種目や実施期間、運営方法等についてですが、社会体育事業として取り上げられる運動種目には、従来から行われている競技スポーツ種目をはじめ、近年各地で普及・開発されているゲートボールやグラウンドゴルフなどの各種軽スポーツ、健康・体力づくりをめざしたジョギングや各種の体操・ダンス、更にはキャンプ、オリエンテーリングなどの野外活動等々、多種多様です。

種目の記入の仕方ですが、事業によっては必ずしも「単一種目」とは限らない場合があります。例えば、軽スポーツ教室、健康・体力づくり教室、スポーツテスト会などの事業の多くは、多種目にわたる運動を行いますので、どの種

目を何時間実施したかは、必ずしも明確ではありません。このような場合には、それぞれ「軽スポーツ」「健康・体力づくり」「スポーツテスト会」などを1種目として考えてください。

また、地域の自主スポーツクラブ（グループ、同好会等）の中には、単一のスポーツ種目を行うクラブだけでなく、曜日や季節などによって、種目をかえて活動する多種目総合型のスポーツクラブもあります。この場合、1種目の活動時間が事業計画等に明示されている場合は、それぞれを1種目と数えてください。

どのような種目であっても、それが社会体育事業として行われているものであれば単位認定審査の対象としますが、単位を認められるためには、これまで述べてきた事柄のほかに、次のような条件を満たしていることが必要です。

ア. 継続的に行われていること

社会体育事業の多くは、地域住民が生涯を通して継続的に体育・スポーツ活動を行う習慣を身につけさせることを、ひとつの大きなねらいとしています。その実施期間や運営方法は、地域の実情や種目の特性、対象者などによりさまざまに工夫されています。

1時間に満たない活動を毎日続けているもの、1～2日（回）の短時間に集中して行うもの、1回当たり2時間程度の運動を数十回という長期にわたって実施しているものなどいろいろありますが、「継続的」という観点から、少なくとも1種類の履修時間が、合計5時間以上になるようにしてください。

なお、地域によっては年に1日（回）とか2日（回）の短期の事業しか開催されていないこともあります。そのような場合、その事業が毎年継続して開催されるものであれば、内容的には同じものの繰り返しであっても、何年（何回）かにわたって参加し、1種目の履修時間が合計5時間以上になるよう履修してください。

イ. 実際の活動時間が明確に把握できるものであること

スポーツ教室のように、本人が実際に活動した時間が事業の実施者（主催者）又は指導者によって明確に把握できる事業でなくてはならないことから、例えば、総合体育大会、種目別競技会、市民スポーツの集い、運動会などの競技会（集い）型の行事は、原則として認めないことにしています。

また、キャンプやハイキングなどの野外活動については、実施場所への往復時間、食事の準備や食事の時間、自由時間、睡眠時間等を除いた実際の活動時間を対象とし、しかも、日程や活動内容が実施要項等に明記されているものに限り、認めることにしています。

更に、スキーやスケートなどの場合も同様、実施計画に基づき、実際に指導者による指導を受けた時間のみを認め、自由練習の時間は単位認定の対象とはしないことにしています。

(2) 履修時間の通算

体育実技の単位未修得者で、再入学し、体育実技（1単位）の科目登録を行った場合には、所定の履修方法により既に履修した時間数については、通算することができる。

(3) 単位認定申請

学生は、合計30時間以上の社会体育事業等による実技を履修した場合、適宜、放送大学に対して体育実技単位認定申請書（別紙4）に社会体育履修証明書（別紙3）を添付して、単位認定申請を行うものとする。〔申請締切日（必着）1学期7月31日、2学期1月31日〕

(4) 単位認定の通知

放送大学は、審査の上、体育実技の単位を認定した場合、学生に対し通知を行う。

審査の結果、単位を認定できない場合は、その理由を付して学生に対し通知を行う。

【解説】

申請に当たっては、「体育実技単位認定申請書（別紙4）」及び「社会体育履修証明書（別紙3）」を、放送大学学生課卒業判定係あて、「体育実技単位認定申請書」と朱書し、郵送により提出してください。

なお、公的団体以外が実施する社会体育事業に参加した場合は、このほかに、自分の参加した社会体育事業に関する資料（事業計画、実施要項、プログラム、指導者の資格認定証の写しなど）を添付してください。

体育実技の単位認定のための審査は各学期末に行い、成績通知書により通知します。

4. 社会体育事業等の実施者との協議

大学は、この実施要項に基づく取扱いを行うに当たって、あらかじめ社会体育事業等の実施者と実施方法等について協議を行う。

5. 実施時期

本要項に基づく取扱いは、昭和60年4月1日より行う。

附記（平成10年4月9日）

この要項は、平成10年4月9日から実施する。

○放送大学では、放送対象地域内にある社会体育事業実施者に対し、常々、できる限り多くの機会をとらえて、本学における体育実技の履修方法等について説明し、学生の社会体育事業への参加や事業に関する資料の提供等について協力をお願いしているところですが、教育委員会をはじめ、民間の各種スポーツ関係団体に至る、数多くの団体・機関を対象としているため、未だ十分な協議や資料の収集が行われていないことも多々あります。

放送大学としては、今後もできるだけ多くの事業実施者との協議をすすめ、相互理解に努めていきたいと考えておりますので、学生のみなさんからも地域の社会体育に関する情報や意見・要望等をお寄せくださるようお願いいたします。

（以上）

3. 身体障害者に対する放送大学体育実技授業科目の開設

身体に障害があるため一般の社会体育事業等への参加が困難な学生に対し、「放送大学体育実技実施要項」に基づき、障害者個々の特性に応じた体育実技科目を開設する。この授業に出席した場合、1日の受講につき体育実技5時間の履修証明を行うものとする。

この授業に参加し、合計30時間（6日）以上、履修した場合、単位認定申請を行うことができる。

(1) **対象者**：体育実技の科目登録をした身障者・全科履修生

(2) **履修内容**：

- ①問診……………日常生活での留意点を指摘し、具体的方策の指針を与える。
- ②自己診断……………日常生活の中に、自己診断の習慣を身に付けるために、自覚症状をチェックする。
- ③客観的測定……………測定装置を用いて、体位・筋力・心肺機能・立位の安定性などの客観的測定を行う。
この結果と、自己診断の結果を元にして、健康の自己管理に努めるとともに、身体活動プログラム作成の参考とする。
- ④身体活動……………身体障害の程度に応じて、自己診断体操、ストレッチングを中心として、最も基本的かつ平易な運動と各種のゲームなどを加えて行う。

(3) **履修方法等**：学生はこの授業を受講するに当たってあらかじめ所定の参加申込書（別紙1）を所属学習センターに提出する。また、単位認定に係る諸手続については、別紙2及び別紙3により行うものとする。
なお、学生は自分が所属する学習センター以外で実施される授業にも参加することができる。

(4) **日程**：決定次第、該当者に通知する。

4. 放送大学学生の体育実技履修に係る協力方についての依頼文書

(1) 放送大学長から関係大学、関東各都県市区町村教育委員会
及び各種体育スポーツ関係団体あて文書



放 修 第 14 号
昭和60年1月18日

各 位

放 送 大 学 長

香 月 秀 雄

放送大学学生の体育実技履修に係る協力方について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、本学の運営について格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本学は、昭和58年1月に設置認可を受け、昭和60年4月から学生を受け入れ、授業を開始することとしており、現在そのための諸準備を進めております。

放送大学は、テレビ・ラジオの放送を効果的に活用して教育を行い、だれでも、いつでも、大学教育が受けられるようにする生涯教育の時代にふさわしい新しいタイプの大学です。本学では、大学教育の新しい試みの一つとして、今日の体育・スポーツの普及と水準の高まりにかんがみ、保健体育科目のうち、体育実技について、各種スポーツ教室等のうち、教育上適当と認められるものに学生が参加することによって単位が修得できる方式を、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第7条に基づき、採用することとしております。

このため本学では別添のとおり「放送大学体育実技実施要項（放送大学長裁定）」を定め、本学学生に対し、体育実技の履修方法について指導の徹底を図る

所存であります。本年4月以降、本学学生が貴職所管の体育事業等に参加し、その履修の成果について、本学への体育実技単位認定申請のため、貴職に対し、履修の証明等をお願いすることになりました際にはどうか御協力の程よろしくお願い申し上げます。

このような体育実技の実施方法は、前記省令が放送大学学園法の成立と軌を一にして制定されたものであり、本学が初めて具体的に実施に移すものであります。したがって、前例のないことでもあり貴職に対し種々御面倒をおかけすることになりますが、この方式の実施が国民各層への大学教育の普及と体育・スポーツの普及・振興に資することにかんがみ、貴職の深い御理解と御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、本来であれば本学職員を派遣し、御協力方についてのお願いと具体的な実施方法について協議をさせていただくところでありますが、とりあえず文書にてお願い申し上げます。御不明の点及び御質問については、下記の係に御連絡いただければ幸いです。

敬 具

記

問い合わせ、照会先 〒261-8586 千葉市美浜区若葉2-11
電話 043-276-5111 (代表)

放送大学学園教務部学生課卒業判定係

追伸

ご多用のところ恐縮ですが、貴殿の実施する社会体育事業の概要について実施要項等の資料（今年度または来年度のもの）がありましたらご送付くださいますようお願い申し上げます。

(2) 文部省高等教育局長，同体育局長から関係大学，関東各都県市区町村教育委員会及び各種体育・スポーツ関係団体あて文書



文高企第282号
昭和60年1月18日

各 位

文部省高等教育局長

宮 地 貫 一

文 部 省 体 育 局 長

古 村 澄 一

放送大学学生の体育実技履修についての協力方について（依頼）

かねて、御承知のとおり、テレビ・ラジオを中心とする多様なメディアを効果的に利用して大学教育を行う放送大学においては、本年4月の学生受入れに向けて所要の準備が順調に進められているところであります。

放送大学学生の体育実技の取扱いについては、生涯教育の時代に即応した放送大学の目的及び社会体育の普及状況にもかんがみて、大学通信教育設置基準第7条に基づき、学生が社会体育事業等に参加することを放送大学における履修とみなし、その成果について単位を与えることとされております。

この度、放送大学においては、放送大学体育実技実施要項を定め、別途、その具体的な実施方法等について、貴職に協力方を依頼申し上げることとしておりますので、よろしく御配慮の程お願いいたします。

(3) 放送大学長から関係教育委員会あて文書



放 修 第 19 号
平成10年 7 月 16 日

(各道府県市区町村教育委員会)
社会体育主管課長 殿

放 送 大 学 長
吉 川 弘 之

放送大学学生の体育実技履修に係る協力方について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、本学の運営について格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

すでに御案内のとおり本学は、テレビ・ラジオを利用して、広く社会人に大学教育の機会を提供することを一つの目的とした生涯学習機関として創設され、昭和60年から学生を受け入れ今年で14年目を迎え、現在約7万人の学生が学んでおります。また、これまでに1万人をこえる卒業生を送り出しました。

さて、本学の放送対象地域はこれまで関東地域の一部に限定されていましたが、お陰をもちまして、平成10年1月21日から通信衛星を利用した放送により、放送エリアを全国に拡大することができました。このため、本年の10月から全国の学習センターで、卒業を目的とした学生である「全科履修生」を募集することとなり、現在、具体的な諸準備を進めているところです。

ついては、保健体育科目のうち、「体育実技」の履修については、本学の特性から公的機関及び公的団体等が開設する各種スポーツ教室等の社会体育事業に参加することにより単位を修得できる方式を、(大学通信教育設置基準「昭和56年文部省令第33号」)第7条に基づき採用し、別添「放送大学体育実技実

施要項（放送大学長裁定）」を定め、昭和60年から関東地域の都県市区町村等の自治体を初め国立青年の家・少年自然の家等の御理解、御協力をいただき、現在実施しているところであります。

本学では、この方式により本年10月以降、体育実技の履修を全国展開する予定です。ついては本趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、本学の学生が貴職所管の社会体育事業に参加し、本学への体育実技単位認定申請のため、参加した時間数の証明をお願いすることになりました際にはどうか御協力の程よろしくお願い申し上げます。

学生には履修方法等について、周知を図って行く所存ではございますが、このような方法で単位を認定する取扱いは、本学が初めて実施したものであり、貴職に対し種々御面倒をおかけすることになると存じますが、社会体育の振興と発展の一助になるものとかんがみ、貴職の深い御理解と御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、本来であれば本学職員を派遣し、御協力方についてのお願いと具体的な実施方法について御説明させていただくところでありますが、とりあえず文書にてお願い申し上げます。御不明の点及び御質問については、下記の係に御連絡いただければ幸いです。

敬 具

記

問い合わせ、照会先 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2-11
放送大学学生課卒業判定係
電話 043-276-5111（代表）

追伸

ご多用のところ恐縮ですが、貴殿の実施する社会体育事業の概要について実施要項等の資料（今年度のもの）がありましたら、該当学習センター（別紙学習センター所在地参照）へ御送付くださいますようお願い申し上げます。

(4) 文部省生涯学習局長，同体育局長から各都道府県教育委員会
あて文書



文 生 生 240 号
平成10年 7 月 22 日

各都道府県教育長 殿

文部省生涯学習局長

富 岡 賢 治

文 部 省 体 育 局 長

遠 藤 昭 雄

放送大学学生の体育実技履修についての協力方について（依頼）

放送大学は、テレビやラジオ等の放送メディアを効果的に活用して高等教育を行う生涯学習機関として設立され、昭和60年度に学生の受入れを始めて以来、1万1千余の卒業生を世に送りだし、現在約6万8千人の学生が日本全国で学んでいます。

放送大学の番組の受信可能地域は、従来関東地方の一部に限られていましたが、本年1月からはCSデジタル放送（スカイパーフェクTV！）により全国放送が開始され、またこのたび全都道府県に放送大学の学習センターが設置されたことから、この10月からは、卒業（学士〔教養〕の学位取得）を目的とする「全科履修生」も全国すべての学習センターにおいて受け入れます。

※放送大学が開設している保健体育科目は全科履修生の必修科目となっていますが、そのうち、「体育実技」の履修については、生涯学習の時代に即応した放送大学の目的及び社会体育の普及状況に鑑みて、大学通信教育設置基準第7

条に基づき、「公的機関及び団体等が開設する社会体育事業に参加することを当該大学の履修とみなし、その成果に基づいて単位を与えることができる。」とされております。

放送大学の全科履修生に対し、多様な社会体育事業を提供することは、放送大学の履修の円滑な実施に資するのみならず、学生に対し多様な体育・スポーツ活動への参加の機会を付与し、当該学生が生涯を通じてスポーツ活動に親しむ契機となる等、生涯スポーツの振興にも資するものであると考えられます。

については、放送大学体育実技実施要項に基づき、その具体的な実施方法等について、放送大学より別途協力方依頼申し上げることとしておりますので、貴管下の市町村教育委員会に対して周知いただくなど、ご協力方よろしくご配慮のほどお願いいたします。

※平成21年4月の教養学部の再編成に伴い、カリキュラム改正が行われ、体育実技については、全科履修生の選択科目となります。

5. 参 考 資 料

(1) 大学通信教育設置基準等一抄一

大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日 文部省令第33号，改正平3文令26）

（大学以外の教育施設等における学修）

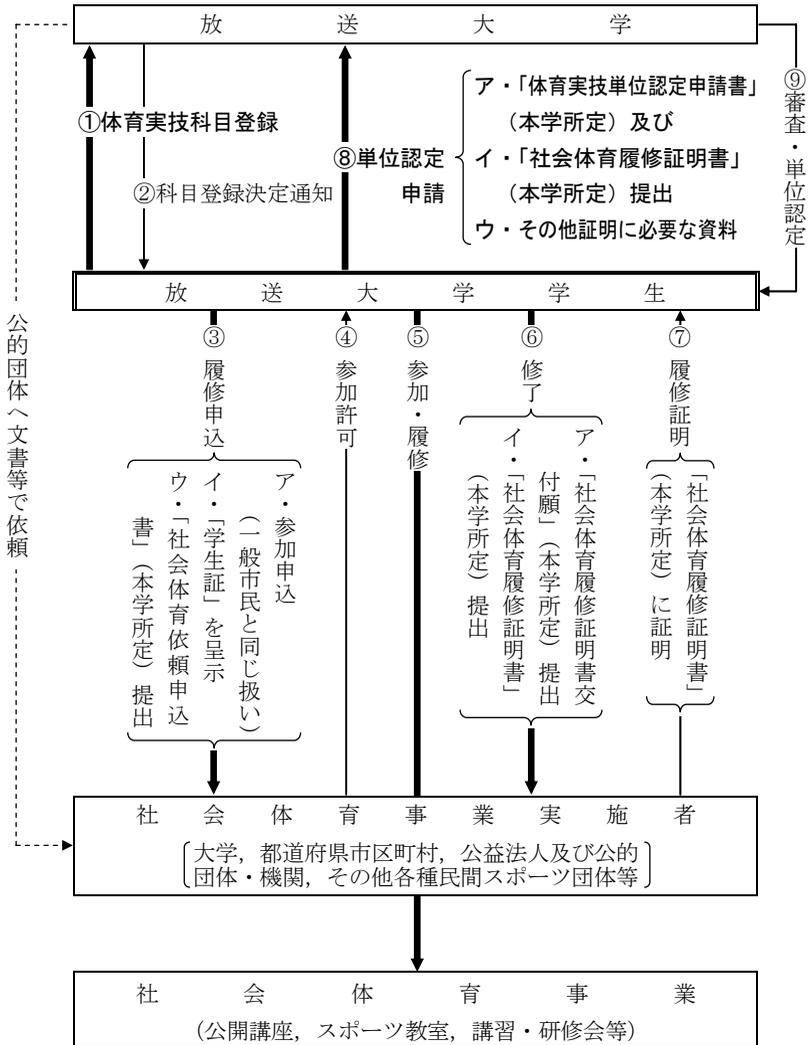
第7条 大学は，大学設置基準第29条の定めるところにより単位を与えるほか，あらかじめ当該大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは，通信教育の特性等を考慮して文部大臣が別に定める学修を当該大学における履修とみなし，その成果について単位を与えることができる。

大学通信教育設置基準第7条の規定により通信教育を行う大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年6月5日文部省告示第70号）

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第7条の規定により，通信教育を行う大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め，平成3年7月1日から施行する。

他の大学，短期大学若しくは高等専門学校が行う公開講座又は地方公共団体，公益法人等が行う事業における，計画的かつ継続的な体育実技の学修で，大学において，大学教育に相当する水準を有すると認めたもの。

(2) 体育実技履修のしくみ（科目登録から単位認定まで）



諸 様 式

※証明書等の用紙が足りない場合は、
コピーして使用して下さい。

社会体育依頼申込書

(放送大学体育実技単位認定申請のため)

年 月 日

(社会体育事業実施者)

殿

放送大学教養学部	
学 生 番 号	
所属コース (専攻)	
所属する学習センター	
ふり 氏	がな 名 印
連 絡 先 (住 所)	
電 話	()

このたび私は、貴 〃 〃 が実施主催する社会体育事業に参加いたしたく、別途必要な申込手続きを行います。幸いにも参加の許可を得た場合、この社会体育事業への参加・履修の結果をもって「放送大学体育実技実施要項」の定めるところにより、放送大学に対し、体育実技の単位認定の申請を行いたいと考えておりますので、今後履修の証明等に格別の御配慮を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

※社会体育を履修する前に必ず体育実技の科目登録を行ってください。

社会体育履修証明書交付願

年 月 日

(社会体育事業実施者)

殿

放送大学教養学部	
学 生 番 号	
所属コース (専攻)	
所属する学習センター	
ふり 氏	がな 名
印	
連 絡 先 (住 所)	
電 話	()

私は、下記の社会体育事業に参加・履修し、このたび所定の課程を修了しました。

ついては、このことについて放送大学に対し体育実技の単位認定の申請を行いたく、別紙の社会体育履修証明書について必要な証明をしていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

社会体育事業名 :
(体育実技種目名)

履 修 期 間 : 年 月 日から
年 月 日まで

合 計 履 修 時 間 数 : 計 時間

※社会体育を履修する前に必ず体育実技の科目登録を行ってください。

社会体育履修証明書

年 月 日

放送大学教養学部	
学 生 番 号	
所属コース（専攻）	
所属する学習センター	
ふり 氏	が な 名

上記の放送大学学生は 実施団体名 が

実施した社会体育事業に参加し、次のとおり履修したことを証明します。

社会体育事業名（体育実技種目名）：

履 修 期 間： 年 月 日から

年 月 日まで

合計履修時間数：計 時間

（実施者）担当責任者（職・氏名・印）

	印
--	---

（連絡先電話番号）

（備考） 実施者の事情により大学所定の様式による証明が得られない場合は、実施者の書式又は当該社会体育事業等の修了書に履修時間数を附記したものをもって替えることができるものとする。

※社会体育を履修する前に必ず体育実技の科目登録を行ってください。

体育実技単位認定申請書

年 月 日

放送大学長 殿

放送大学教養学部		
学 生 番 号		
所属コース（専攻）		
所属する学習センター		
ふり 氏	がな 名	印

放送大学体育実技実施要項により、下記のとおり体育実技を履修しましたので、体育実技の単位を認定していただきたく関係書類を添えて申請いたします。

記

体育実技種目	履修年度	履修時間数
1 _____	_____	_____
2 _____	_____	_____
3 _____	_____	_____
•	•	•
•	•	•
•	•	•
		計 _____

※社会体育を履修する前に必ず体育実技の科目登録を行ってください。

①体育実技単位認定申請書（本学所定）
 ②社会体育履修証明書（本学所定）
 ③添付書類（公的団体以外が実施した社会体育事業に参加した場合）

履修から単位認定申請までの注意事項

- ① 社会体育を履修する前に必ず体育実技の科目登録を行ってください。
(履修は、科目登録の適用になる学期から始めてください。)
- ② 体育実技は、1単位の選択科目です。(本学では1単位しかとれません。)
(体育実技の科目登録は在学期間中有効です。)
- ③ 公的団体以外の社会体育事業に参加された場合は、添付書類が必要になります。
(添付書類：実施要項、指導者の資格認定書の写し、プログラム等を提出
体育実技履修の手引 P15参照)
- ④ 実施計画に基づき、実際に指導者による指導を受けた時間のみを認め、自由練習の時間は単位認定の対象とはしません。(体育実技履修の手引 P15参照)
- ⑤ 単位認定申請 提出書類 (用紙は『体育実技履修の手引』の巻末)
ア、体育実技単位認定申請書
イ、社会体育履修証明書 (30時間以上履修したことを証明した書類)
ウ、添付書類 (公的団体以外の社会体育事業に参加された場合)
- ⑥ 単位認定申請書類 提出 (締切 <必着>): 1学期 7月31日 2学期 1月31日)

提出先 〒261-8586

千葉県美浜区若葉2-11

放送大学 学生課卒業判定係あて

(封筒の左端に「体育実技単位認定申請書在中」と朱書)

※なるべく書留等で郵送してください。

○ 問合せ 本部学生課卒業判定係まで

Tel. 043-276-5111 (代表)